

## 追補

## 1 参考資料

## (1) 支笏洞爺国立公園特別地域内における採取等を規制する植物

科名	種名
ミズゴケ	ミズゴケ属
ヒカゲノカズラ	タカネスギカズラ、タカネヒカゲノカズラ
ハナヤスリ	ヒメハナワラビ（ヘビノシタ）
オシダ	オクヤマワラビ、エゾメシダ、ウサギシダ、イワウサギシダ、ミヤマイワデンド
ウラボシ	ホテイシダ、イワオモダカ
マツ	ハイマツ
ヒノキ	ミヤマビヤクシン（ミヤマハイビヤクシン）
ヤナギ	エゾミヤマヤナギ、マルバヤナギ（エゾノタカネヤナギ）
タデ	ウラジロタデ、オンタデ
ナデシコ	エゾカワラナデシコ、タカネナデシコ（クモイナデシコを含む）、クシロワチガイ、エゾフスマ（シラオイハコベ）
キンポウゲ	エゾノレイジンソウ（ダイセツレイジンソウ）、エゾトリカブト、ウスバトリカブト、アカミノルイヨウショウマ、フクジュソウ、ヒメイチゲ、ハクサンイチゲ（エゾノハクサンイチゲを含む。）、エゾイチゲ、ミヤマオダマキ、エゾリュウキンカ、クロバナハンショウヅル、ミヤマハンショウヅル、ミツバオウレン、シラネアオイ、イトキンポウゲ、チトセバイカモ、チャボカラマツ（アポイカラマツを含む。）、コカラマツ、エゾカラマツ（ミヤマアキカラマツ）、チシマキンバイソウ、シナノキンバイ（エゾキンバイソウ）、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク、アズマイチゲ
メギ	ナンブソウ、サンカヨウ
ウマノスズクサ	オクエゾサイシン
オトギリソウ	エゾオトギリ、イワオトギリ（ハイトイトギリ）（ヒダカオトギリ、オオバオトギリを含む。）
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ケシ	エゾキケマン
アブラナ	エゾノイワハタザオ、ミヤマタネツケバナ（ミネガラシ）、モイワナズナ（ソウウンナズナ）、ハクセンナズナ
ベンケイソウ	ホソバイワベンケイ（アオノイワベンケイ）、エゾミセバヤ、イワベンケイ
ユキノシタ	アラシグサ、ウメバチソウ（エゾウメバチソウを含む）、シコタンソウ（レブンクモマグサ）、ダイモンジソウ、ミヤマダイモンジソウ、エゾクロクモソウ、フキユキノシタ、ヤマハナソウ
バラ	クロミサンザシ、ノウゴウイチゴ、ミヤマダイコンソウ、チングルマ、ミヤマキンバイ、メアカンキンバイ、ミネザクラ（チシマザクラを含む）、オオタカネバラ、コガネイチゴ、タカネトウウチソウ（ケトウウチソウを含む。）、マルバシモツケ（アポイシモツケを含む。）、エゾノマルバシモツケ、エゾシモツケ（エゾノシロバナシモツケ）
マメ	イワオオギ
フウロソウ	チシマフウロ（トカチフウロ）（シロバナノチシマフウロを含む。）、タカネグンナイフウロ（エゾグンナイフウロを含む。）、イチゲフウロ
スマレ	キバナノコマノツメ、ウスバスミレ
アカバナ	ミヤマアカバナ、カラフトアカバナ、エゾアカバナ
ミズキ	ゴゼンタチバナ

科名	種名
セリ	ミヤマトウキ、カラフトニンジン、ハクサンボウフウ（エゾノハクサンボウフウを含む。）
イワウメ	イワウメ、イワカガミ（コイワカガミ、オオイワカガミを含む）
イチヤクソウ	ウメガサソウ、オオウメガサソウ、ギンリョウソウ、カラフトイチヤクソウ（エゾイチヤクソウ）、ベニバナイチヤクソウ（ベニイチヤクソウ）、ジンヨウイチヤクソウ、コイチヤクソウ
ツツジ	コメバツガザクラ、ウラシマツツジ、チシマツガザクラ、イワヒゲ、アカモノ、シラタマノキ、イソツツジ（エゾイソツツジ）、ミネズオウ、ツルコケモモ、エゾノツガザクラ、ナガバツガザクラ、ムラサキヤシオ、キバナシャクナゲ、エゾツツジ、コメツツジ、ミヤマホツツジ、イワツツジ、クロマメノキ、コケモモ
ガンコウラン	ガンコウラン
サクラソウ	サクラソウモドキ、ヤナギトラノオ、エゾコザクラ（リシリコザクラ）、エゾオオサクラソウ、ツマトリソウ、コツマトリソウ
リンドウ	エゾリンドウ、エゾオヤマリンドウ、ユウバリリンドウ、イワイチョウ、ミツガシワ
ハナシノブ	カラフトハナシノブ
シソ	エゾタツナミソウ、イブキジャコウソウ
ゴマノハグサ	ヨツバシオガマ（エゾヨツバシオガマ、シロバナヨツバシオガマを含む。）、エゾシオガマ（ビロードエゾシオガマを含む。）、イワブクロ（タルマエゾウ）、エゾルリトラノオ（ホソバエゾルリトラノオ）、キクバクワガタ（シラゲキクバクワガタ、ホソバキクバクワガタ、アポイクワガタを含む。）
スイカズラ	リンネソウ、エゾヒヨウタンボク、ケヨノミ、クロミノウグイスカズラ、ウコンウツギ
オミナエシ	マルバキンレイカ、タカネオミナエシ（チシマキンレイカ）
キキョウ	モイワシャジン、チシマギキョウ（シロバナノチシマギキョウを含む。）、イワギキョウ、サワギキョウ
キク	サマニヨモギ（シロサマニヨモギを含む。）、アサギリソウ、エゾムカシヨモギ、ミヤマアズマギク、タカネニガナ、カンチコウヅリナ（タカネコウヅリナ）、ナガバキタアザミ、タカネキタアザミ、ミヤマオグルマ、ミヤマアキノキリンソウ（コガネギク）（キリガミネアキノキリンソウを含む。）
ユリ	ミヤマラッキョウ、ツバメオモト、キバナノアマナ、ショウジョウバカラ、ニッコウキスゲ（エゾゼンティカ（エゾカンゾウ）、ゼンティカ）、エゾキスゲ、タチギボウシ、クロバナギボウシ（ヤチギボウシ）、エゾスカシユリ、クルマユリ、チシマゼキショウ（リシリゼキショウ）、オオバナノエンレイソウ、エンレイソウ、ミヤマエンレイソウ（シロバナエンレイソウ）、コバイケイ（ウラゲコバイケイを含む）
イグサ	ミクリゼキショウ、エゾホソイ、タカネスズメノヒエ（ミヤマスズメノヒエ）
イネ	コミヤマヌカボ、ミヤマヌカボ、ミヤマコウボウ、リシリカニツリ
カヤツリグサ	クルマイスゲ、ミヤマクロスゲ、イトキンスゲ、ヤチスゲ、カワズスゲ（ヤチカワズスゲを含む）、キンスゲ、オノエスゲ、ワタスゲ、ミヤマイヌノハナヒゲ
ラン	サルメンエビネ、ササバギンラン、アオチドリ、サイハイラン、コイチヨウラン、アオスズラン（エゾスズラン）、オニノヤガラ、アケボノシュスラン、ヒメミヤマウズラ、ノビネチドリ、クモキリソウ、スズムシソウ、フタバラン（コフタバラン）、アリドオシラン、ハクサンチドリ（ウズラバハクサンチドリ、シロバナハクサンチドリを含む。）、コケイラン、タカネトンボ、キソチドリ、オオヤマサギソウ、ホソバノキソチドリ、トンボソウ

(2) 支笏洞爺国立公園特別地域内における行為の許可基準の特例

目 次

告示年月日・番号	地 区
平成 14 年 8 月 16 日 環境省告示第 55 号	<支笏湖畔地区> ..... 60 <洞爺湖温泉東部地区> ..... 60 <洞爺湖温泉西部・壯瞥温泉地区> ..... 63 <洞爺・蟠溪地区> ..... 66 <カルルス・昭和新山・北湯沢地区> ..... 68 <登別温泉地区> ..... 69 <定山渓地区> ..... 81
平成 15 年 9 月 29 日 環境省告示第 102 号	<月浦地区> ..... 84 <泉北地区> ..... 87 <金比羅火口地区> ..... 89
平成 18 年 2 月 20 日 環境省告示第 54	<支笏湖地区> ..... 95

支笏洞爺国立公園 基準の特例 引用関係表

支笏湖畔地区

項	行為の種類	号	基準の内容
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち 前各項の規定の適用を受けける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築	本文	第1項第2号 特別保護地区、海中公園地区、第1種特別地域、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。 第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 第1項第5号 当該建築物がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 第4項第7号 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。 第4項第9号 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から2.0m以上、それ以外の道路の路肩から5.0m以上離れてであること。 第4項第10号 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から7.0m以上離れてであること。 第4項第11号 当該建築物の建築面積が2000m <sup>2</sup> 以下であること。
第1号	当該建築物の高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さを超えないものであること。		
第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が既存の建築面積に対する割合及び、総建築面積の区分ごとに、それを同表の中欄及び下欄に掲げるところであること。		
	地盤区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合
	第1種特別地域内における敷地面積が 5.0-0.0m未満	10%以下	20%以下
	第2種特別地域内における敷地面積が 5.0-0.0m以上-0.0m未満	15%以下	30%以下
	第2種特別地域内における敷地面積が 1.0-0.0m以上	20%以下	40%以下
	第3種特別地域	20%以下	60%以下
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。		
	第2項ただし書に規定する行為に該当する場合は、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要な限りの規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要である建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの		
	第1項第5項 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		

洞爺湖温泉東部地区



	第3種特別地域	2.0%以下	6.0%以下	
第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。			
第8号	前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」という。）でないこと。			
第9号	当該建築物の地土部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「自然草地等」という。）の路肩から2.0m以上、それ以外の道路の路肩から1.5m以上離れてであること。			
第10号	当該建築物の地土部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れてであること。			
第11号	当該建築物の建築面積が2000m <sup>2</sup> 以下であること。			
	ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。		
	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。	既存の建築物の改築、既存の建築物の規模若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要骨小脳の増設を行うものに限る。）又は既存の建築物の他公益上必要であることを認められる建築物の新築、申請に係る場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの		
	第1項第5項	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
	本文	第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。 第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 第4項第7号 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。 第4項第9号 当該建築物の地土部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から2.0m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れてであること。 第4項第10号 当該建築物の地土部分の水平投影外周線が敷地境界線から1.5m以上離れてであること。 第4項第11号 当該建築物の建築面積が2000m <sup>2</sup> 以下であること。		
	第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち 前各項の規定の適用を受けた建築物の新築、改築又は増築 は増築	第1号 当該建築物の高さが1.5m以上2.9m（その高さが現に昭和54年3月8日において1.3m以上2.9mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。 第2号 当該建築物に係る敷地の範囲が明瞭かでありかつ、既存建築面積の敷地面積に対する割合及び敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の土嚢を掲げる地盤における割合とおりであること。	
	地種区分ごとに敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	
	第2種特別地域内における敷地面積が5.0-0.0m未満	-1.0%以下	2.0%以下	
	第2種特別地域内における敷地面積が5.0-0.0m未満	士5%以下	3.0%以下	



（以下「分譲地等」）とし  
て建築物新築若くは増改築若くは増改築の適用を受ける  
定である。内ににおける建家物新築若くは増改築の規定は、  
（前3項のを除く。）

これらの建築物と用途上不可分である建築物  
の新築、改築若しくは増築(第1項からものもを除く。  
3項までの規定の適用を受けるもの)

第4項第2号 第3号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築(その高さが現に限和54年3月8日において $1.0m - 1.5m$ (その建築物の高さ)を超える既存の建築物の高さ又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。
第1号	当該建築物の建築面積(建築基準法施行令第2条第1項第1号に掲げる建築面積をいう。以下この項において同じ。)が $2.0 - 0.0m^2$ 以下であること。
第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかでない、かつ、総建築面積(同一敷地内にあつては、他の建築物の建築面積の合計を含む)との敷地面積に対する割合が、次の表の土壟に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるところであること。
地種区分七敷地面積の区分	総建築面積に対する割合
第1種特別地域内における敷地面積が $5.0 - 0.0m^2$ 未満	$1.0\% - 0\%$ 以下
第2種特別地域内における敷地面積が $5.0 - 0.0m^2$ 以上 $1.0 - 0.0m^2$ 未満	$1.5\% - 0\%$ 以下
第3種特別地域内における敷地面積が $1.0 - 0.0m^2$ 以上	$2.0\% - 0\%$ 以下
第4種特別地域	$2.0\% - 0\%$ 以下
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。
第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により消失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないものに限る。)又は既存の建築物が有していなかった機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要とするものであつて、申請に係る場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの
第1項第5項	第1項第5項に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。
本文	第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。 第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等観望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 第4項第7号 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。 第4項第9号 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から $2.0m$ 以上、それ以外の道路の路肩から $5.0m$ 以上離れてであること。 第4項第10号 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が地盤境界線から $5.0m$ 以上離れてであること。 第4項第11号 当該建築物の建築面積が $200.0m^2$ 以下であること。
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうちの新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築は、前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さが現に限和54年3月8日において $1.0m - 1.5m$ (その建築物の高さ)を超える既存の建築物の高さ又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。
第1号	当該建築物の高さが $1.0m - 1.5m$ (その建築物の高さ)を超える既存の建築物の高さ又は増築にあつては、既存の建築物の高さが現に限和54年3月8日において $1.0m - 1.5m$ (その建築物の高さ)を超える既存の建築物の高さ又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。
第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかでない、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるところであることを。

၁၀၁

地種区分と敷地面積の区分	総建築面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合
第2種特別地域内における敷地面積が 5-0-0m <sup>2</sup> 未満	±0%以下	±0%以下
第2種特別地域内における敷地面積が 5-0-0m <sup>2</sup> 以上±0-0m <sup>2</sup> 未満	±5%以下	±0%以下
第2種特別地域内における敷地面積が ±0-0m <sup>2</sup> 以上	±0%以下	±0%以下
第3種特別地域	±0%以下	±0%以下

同卷·譜澤地圖

（同一の）の所をハラ。第一項において同じ。）の點において同一の點に於ける建築物の延べ面積（建築基準法施行令第二条第一項第一号に掲げる延べ面積をハラ。以下同じ。）の和をハラ。以下同じ。

地種区分	建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合
第2種特別地域	20%以下	40%以下
第3種特別地域	20%以上	60%以上

当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が 30% を超えないものであること。

第8号 前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、探草放牧地、高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」）

第9号 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用を資する道路(以下「公園事業道路」といいます。)の路線から20m以内の距離を有する場合は、この規定を適用する。

当該建築物の地土部分の水平投影外縁が敷地境界線から5m以内に位置する。

第11号 当該建築物の建築面積が2000m<sup>2</sup>以下であること。

卷之三

たにじ音 第2章にじ量に規徴する行為に該当するものについては、この限りではない。

本文	第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。
	第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
	第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
	第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
	第1項第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。
	第4項第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から2.0m以上、それ以外的道路の路肩から5.0m以上離れていたること。
	第4項第10号	当該建築物の地上部分のみ水平投影外周線が敷地境界線から5.0m以上離れていたこと。
	第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000m <sup>2</sup> 以下であること。
	第1号	当該建築物の高さが1.3m(その高さが現に1.3mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さを超えないものであること)。
	第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかでないかつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の区分ごとに、それを局表の中欄及び下欄に掲げること。

三  
項

	地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合
第2種特別地域内における敷地面積 -5-0-0m未溝	1-0.9%以下	2-0%以下	2-0%以下
第2種特別地域内における敷地面積が -5-0-0m以上-1-0-0-0m未溝	1-5%以下	2-0%以下	2-0%以下
第2種特別地域内における敷地面積が -1-0-0-0m以上	2-0.9%以下	2-0%以下	2-0%以下
第3種特別地域	2-0.9%以下	2-0%以下	2-0%以下

ただし書 第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

第2項ただし書に規定する行為に該当するものには、既存の建築物の建替え若しくは災害により被失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するための新築であるためやむを得ず必要とする場合の拡大を有するものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの

第1項第5項 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

項目	行為の種類	号	基準の内容
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち、前各項の規定の適用を受けない建築物の新築、改築又は増築	本文	第1項第2号 特別保護地区、海中公園地区、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。 第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
		第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
		第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		第4項第7号	当該建築物の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から-2-0mを超えるものであること。
		第4項第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公団事業道路等の路肩から-5-0m以上、それ以外の道路の路肩から-5-0m以下であること。
		第4項第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地界線から-3-0m以上であること。
		第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000m <sup>2</sup> 以下であること。
第1号	当該建築物の高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。		
第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかでないかつか、総建築面積の敷地面積に対する割合及び敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の土壟に掲げる地域及び土壟に掲げる地域におけるものであること。		
	地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合
第2種特別地域内における敷地面積が	2-0.9%以下	2-0%以下	2-0%以下

### カナルス・昭和新山・北湯沢地区

第2種特別地域内における敷地面積が 500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満	-5%以下	-0%以下
第2種特別地域内における敷地面積が 1000m <sup>2</sup> 以上	-0%以下	-0%以下
第3種特別地域	-0%以下	-0%以下
第2項ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。	
第2項ただし書 に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建蔽率若しくは災害により消失した建築物の復旧たるための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要な限りの規模の拡大を行いうものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であることを達成する目的を有する建築物の増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの	
第1項第5項	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	

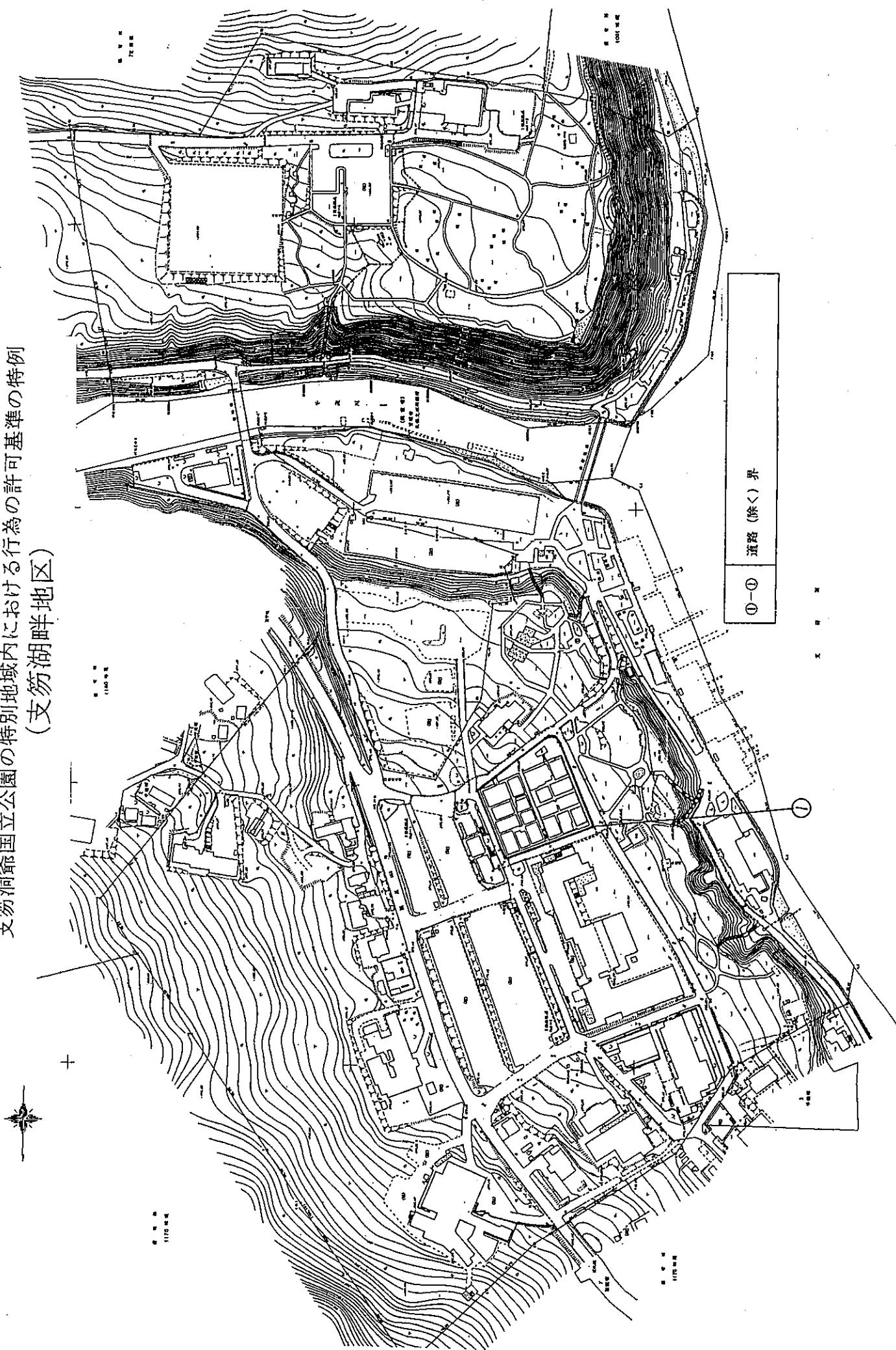
号	基準の内容
本文 第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等内で行われるものでないこと。
本文 第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
本文 第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
本文 第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
本文 第1項第6号	当該建築物の高さ（避雷針及び建築設備を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の差）が士-0.0m 2.5m (その高さが現に士-0.0m 2.5m を超える建築物の増改築の場合は、既存の高さ) を超えないものであること。
本文 第1項第5項に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。	既存建築物の改築等である場合に、前項第5項に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。
本文 第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
本文 第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。
本文 第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
本文 第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
本文 第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

特別温泉地区 第 2 項	行為の 申域内事請はなは、 従申又てう。いかな部勢る 工作物にて、こ住はである 集は以住れまし 下は同は 第 4 項
-----------------	--

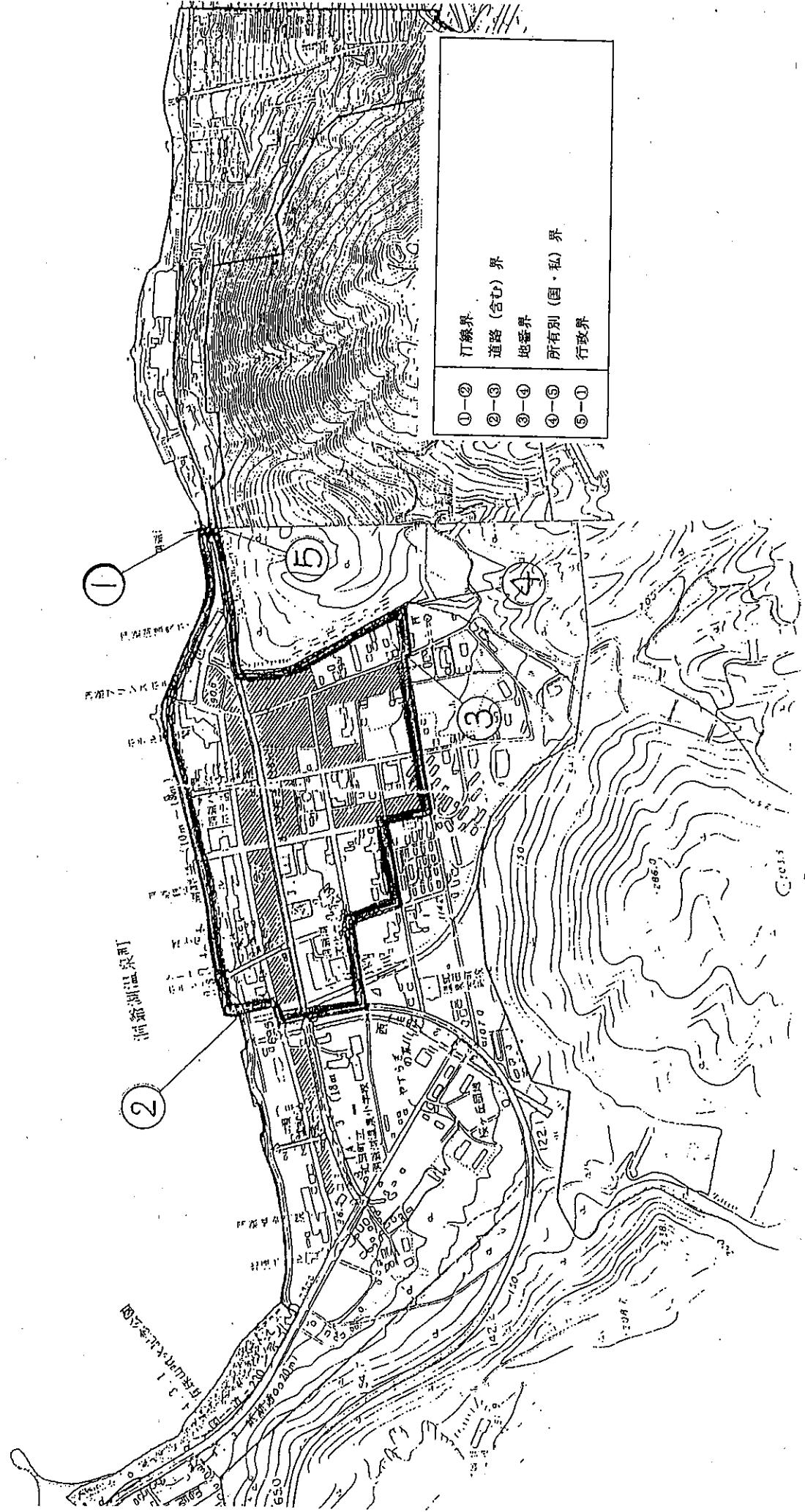
第1号	保有緑地（第9項第4号及び第5号に規定する保有緑地をいう。以下この項において同じ。）において行われるものでないこと。									
第2号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が2階建モルダード（かつ、その高さが10.0m以下の高さが現に10.0mを超えた場合は、既存の建築物の高さ）を超えるものであること。									
第3号	分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さが10.0m（その高さが現に10.0mを超える既存の建築物の改築又は増築）を超えた建築物の高さ）を超える建築物の高さ）を超えること。									
第4号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであつて、かつ、その敷地面積（当該敷地内に保有緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保有緑地の面積を除いた面積。以下同様。）が1000平方㍍以上であること。									
第5号	集合別荘は建築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が25.0平方㍍以上であること。									
第6号	総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同一敷地内におけるすべての建築物の建築面積に對する割合、統計上、統計上、面積（同一敷地内にあつて、その建築物の延べ面積（建築者登録簿に掲げる延べ面積をいう。以下同様。）の冊子をいう。以下同様。）の敷地面積に対する割合が、次の表の土壇に掲げるところとし、それそれを同表の区分ごとに、それぞれ同一の土壇に属する中欄及び下欄に掲げるとおりであること。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地種区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種特別地盤</td> <td>20.0%以下</td> <td>40.0%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地盤</td> <td>20.0%以下</td> <td>60.0%以下</td> </tr> </tbody> </table>	地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第1種特別地盤	20.0%以下	40.0%以下	第2種特別地盤	20.0%以下	60.0%以下
地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合								
第1種特別地盤	20.0%以下	40.0%以下								
第2種特別地盤	20.0%以下	60.0%以下								
第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。									
第8号	前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」という。）でないこと。									
第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又は三輪車通行可能と同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」といいう。）の路肩から20㍍以上、それ以外の道路の路肩から50㍍以上離れていること。									
第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から50㍍以上離れていること。									
第11号	当該建築物の建築面積が20000㎟以下であること。									
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。									
	第2項ただし書に規定する行為に該当する行為に該当するものについては、この限りでない。									
	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないものの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要なものに該当する場合に係る行為に該当するものには、申請に係る場所においてはその場所に適成することと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの									
	第1項第5項 当該建築物の建築面積がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。									
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち、前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築は増築									
	本文 第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。									
	第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。									
	第1項第4号 当該建築物が山麓線を分析する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。									
	第1項第5号 当該建築物の建築面積がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。									

第4項第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。
第4項第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から2.0m以上、それ以外の道路の路肩から2.0m以上離れてあること。
第4項第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れてあること。
第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000m <sup>2</sup> 以下であること。
第1号	当該建築物の高さが2.5m(その高さが現に1.3m2.5mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。
第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明うか、であつて、総建築面積に対する割合及び延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の土壟に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それと同表の中欄及び下欄に掲げることとする。
第3号	第1項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。
第4号	第2項たゞし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。
第5号	既存の建築物の改築、既存の建築物の建築又は若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は既存の建築物が有していなかった機能を有する建築物の新築(申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないものに限る。)又は学術研究その他公益上必要であるが改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの
第6号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
第7号	第1項第5項

支笏洞爺国立公園の特別地域における行為の許可基準の特例  
(支笏湖畔地区)



支笏洞爺国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例  
(洞爺湖温泉東部地区)



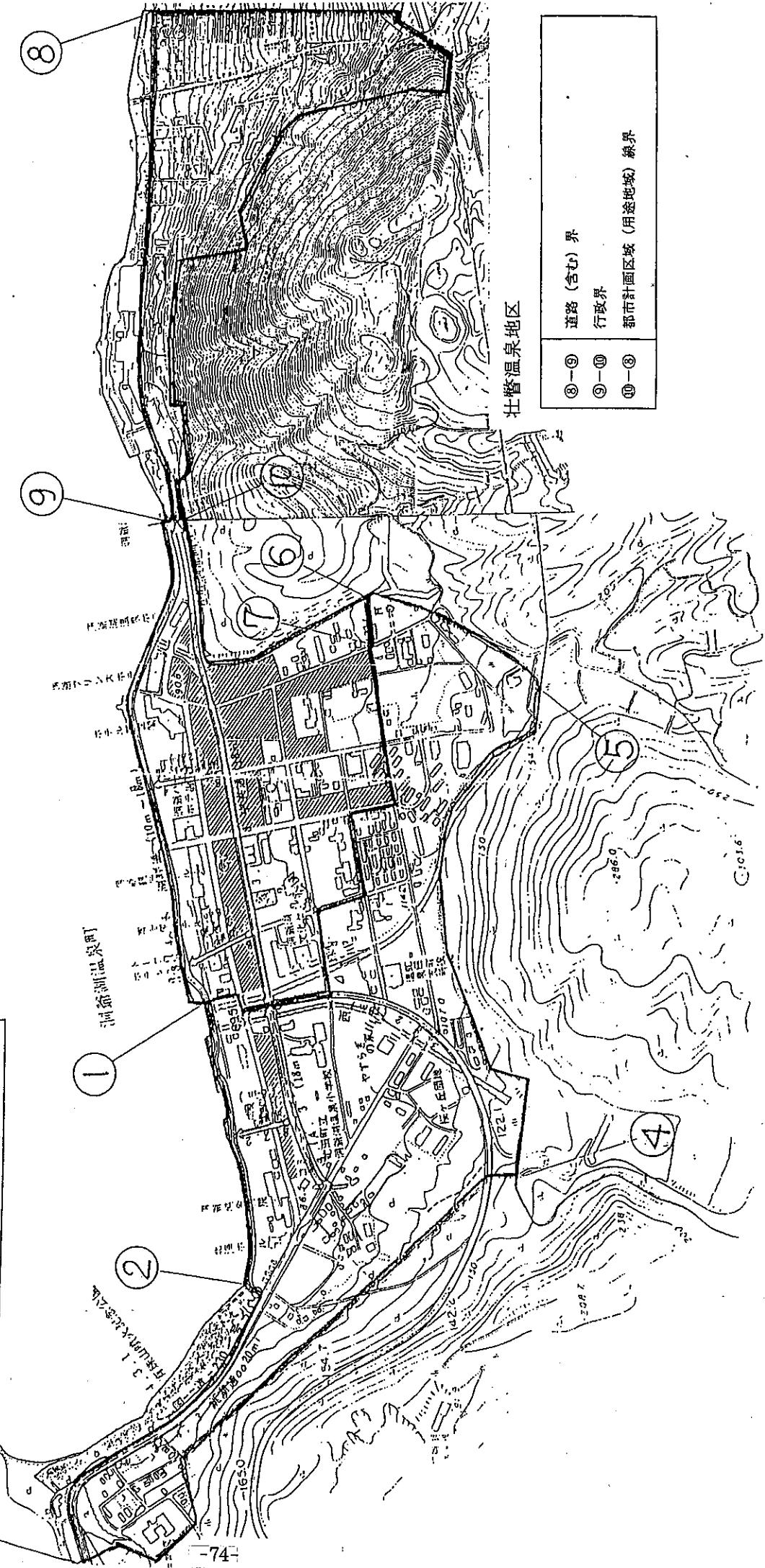
洞爺湖温泉西部地区

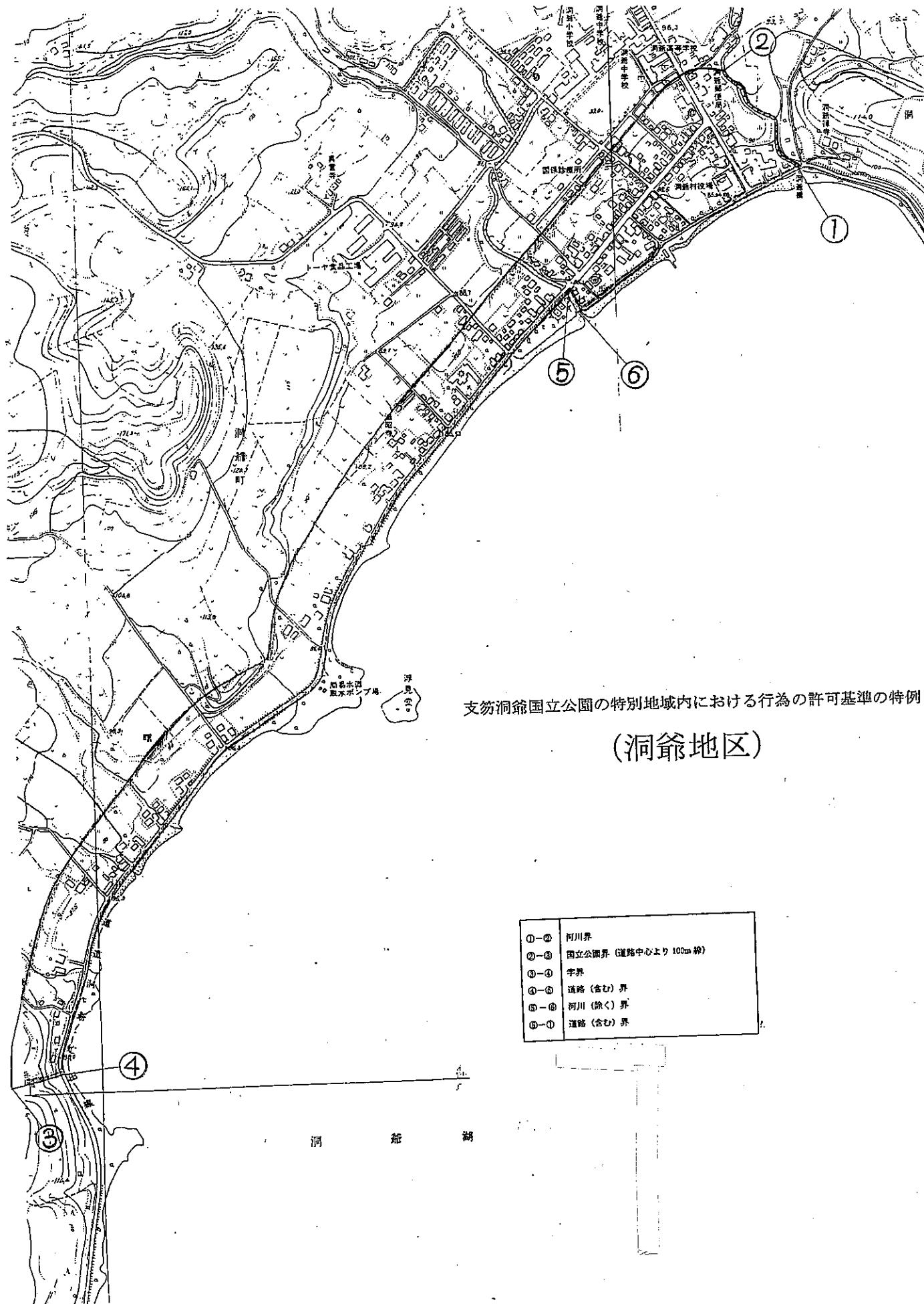
①-②	丁線界
②-③	道路（含む）界
③-④	都市計画区域（用途地域）線界
④-⑤	都市計画区域線
⑤-⑥	都市計画区域（用途地域）線界行政界
⑥-⑦	地番界
⑦-⑧	道路（除く）界

支笏洞爺国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例  
(洞爺湖温泉西部・壯瞥温泉地区)

湖

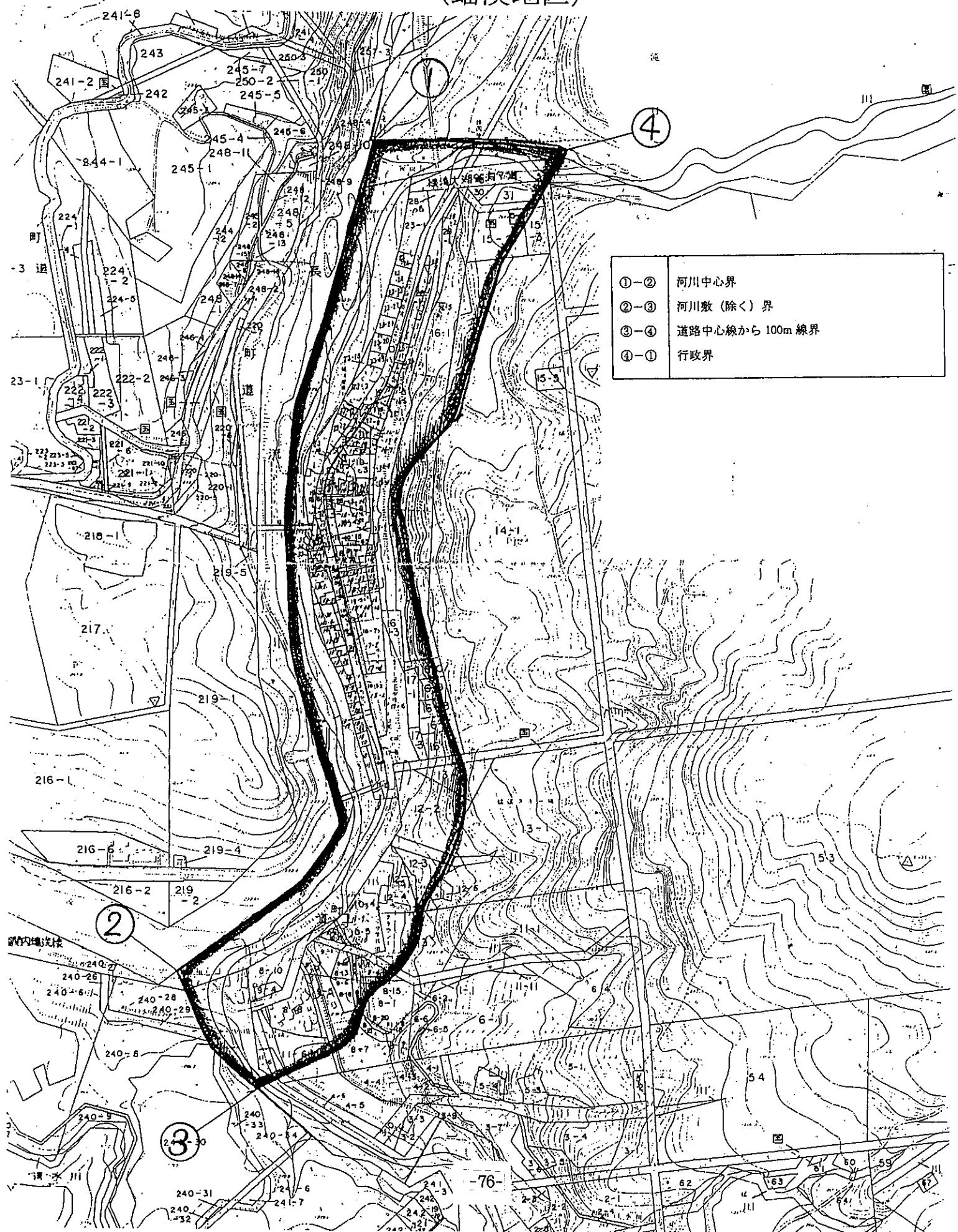
部





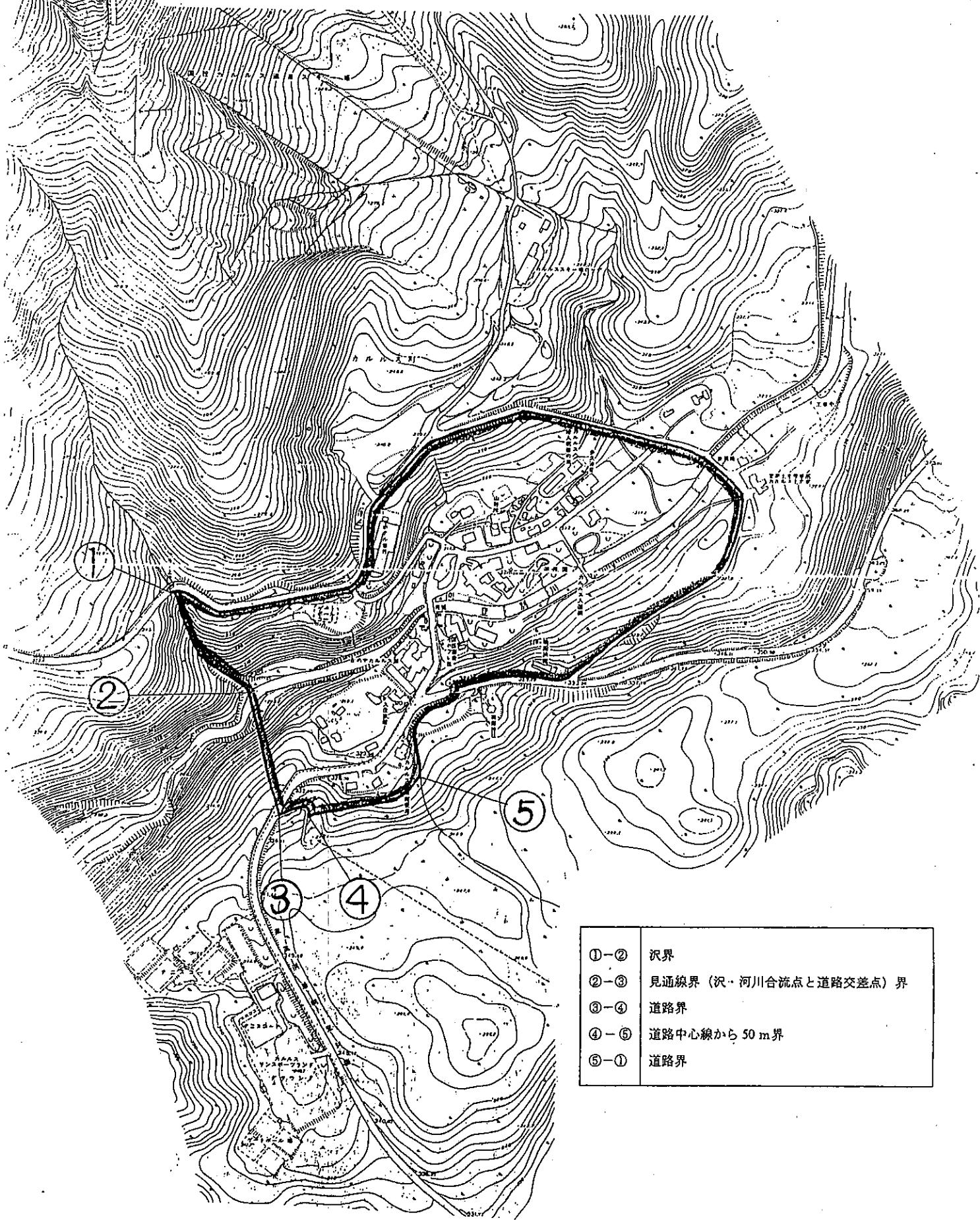
支笏洞爺国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(蟠溪地区)

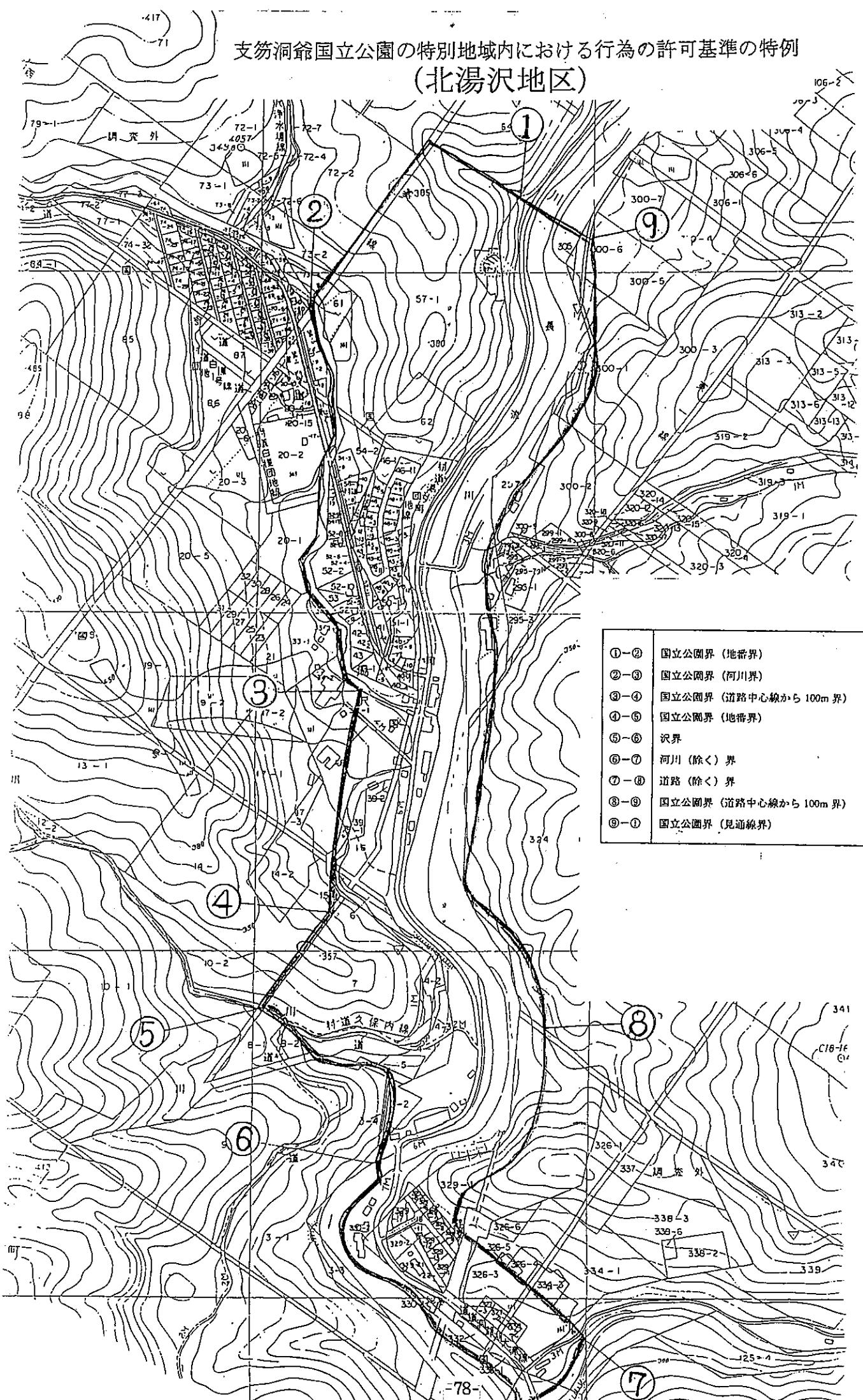


支笏洞爺国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

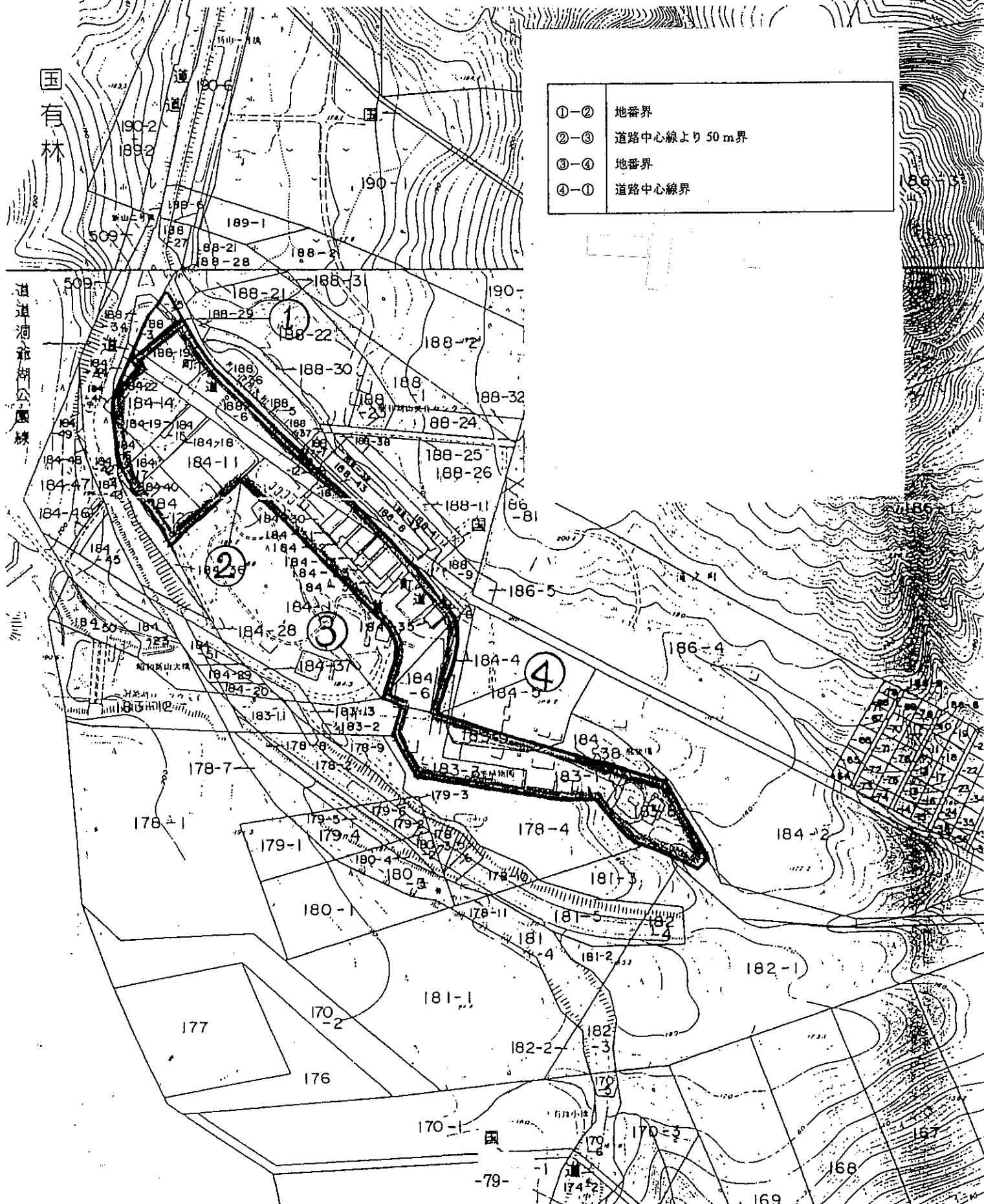
(カルルス温泉地区)



支笏洞爺国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例  
(北湯沢地区)



支笏洞爺国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例  
(昭和新山地区)



支笏洞爺国立公園の

特別地域内における行為の許可基準の特例  
(登別温泉地区)

- |     |                    |
|-----|--------------------|
| ①-② | 集団施設地区界（都市計画区域線界）  |
| ②-③ | 集団施設地区界（見通線界）      |
| ③-④ | 集団施設地区界（都市計画区域線界）  |
| ④-⑤ | 集団施設地区界（所有別（国・私）界） |
| ⑤-⑥ | 所有別（国・私）界          |
| ⑥-① | 道路界                |

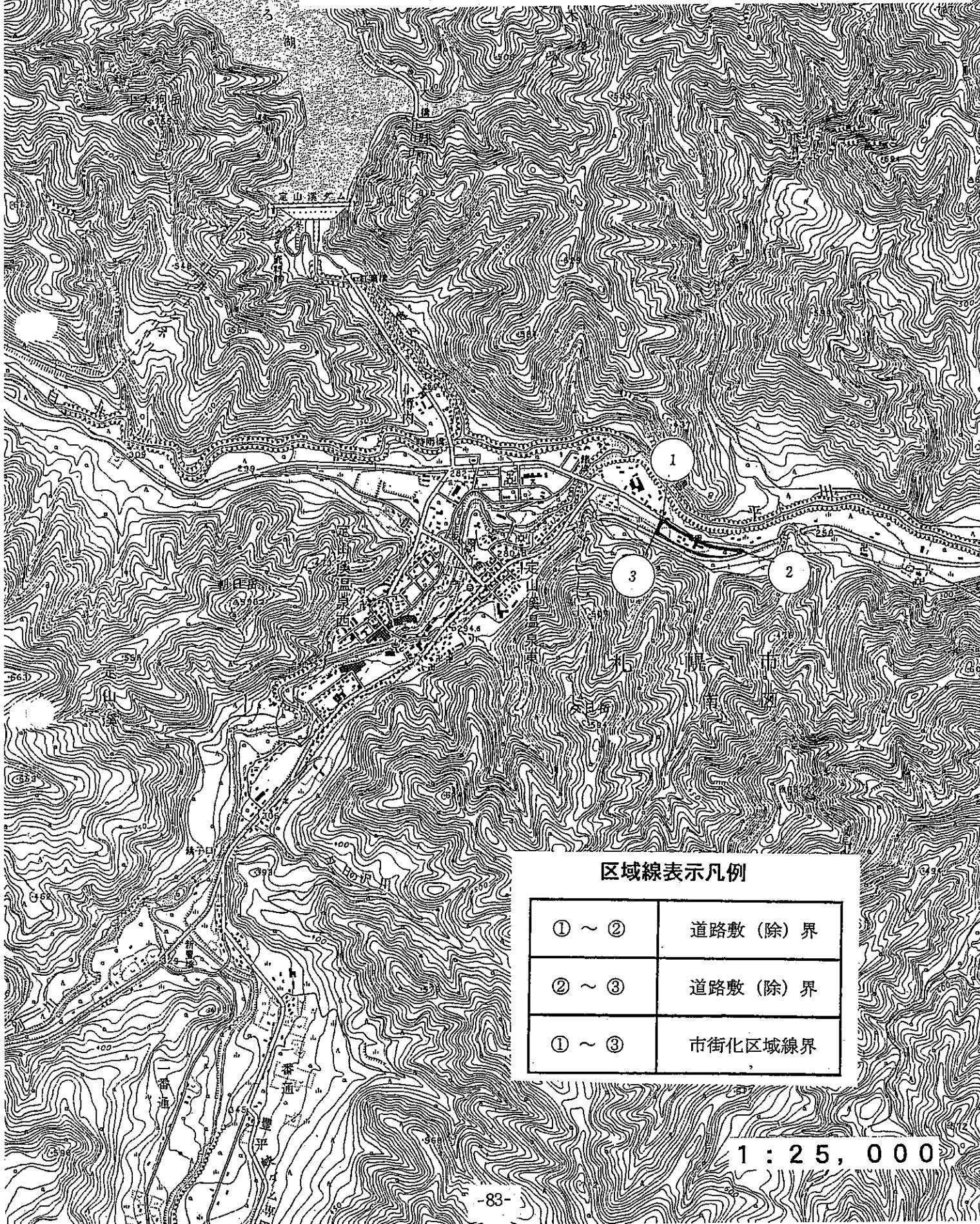
項	行為の種類	号	基準の内容
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち、前各項又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築	本文	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。
		第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
		第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
		第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		第4項第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。
		第4項第9号	当該建築物の地土部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から2.0m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れて設けること。
		第4項第10号	当該建築物の地土部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れるものとすること。
		第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000m <sup>2</sup> 以下であること。
第1号	当該建築物の高さが1.3m（その高さが現に1.3mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。		
第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の中欄及び下欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる割りであること。		
		地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合
		第2種特別地域内における敷地面積が50.0m <sup>2</sup> 未満	1.0%以下
		第2種特別地域内における敷地面積が50.0m <sup>2</sup> 以上10.0m <sup>2</sup> 未満	1.5%以下
		第2種特別地域内における敷地面積が10.0m <sup>2</sup> 以上	2.0%以下
		第3種特別地域	2.0%以下
			6.0%以下



自然公園法施行規則第11条第33項に基づき基準の特例を設定する区域

支笏洞爺国立公園

定山渓地区



## 支笏洞爺国立公園 基準の特例 引用関係表

目次

			に規定する行為 請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の場所においてはその目的を達成することができる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの
第1項第5項	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	本文	第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。 第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 第1項第4号 当該建築物が山棱線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 第4項第7号 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。 第4項第9号 <del>当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないものでないこと。</del> 第4項第10号 <del>当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態が既存界線から既存の建築物との距離が10m以上離れた位置に設けられるものでないこと。</del> 第4項第11号 当該建築物の建築面積が2000m <sup>2</sup> 以下であること。
第1号	当該建築物の高さが現に13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を越えないものであること。  <del>当該建築物を既存の建築物の前面に明らかにモチツリーカラーリング等の外装を施す場合は、その外装の色彩並びに形態が既存の建築物の外観と著しく不調和でないものでないこと。</del>	本文	第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。 第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 第1項第4号 当該建築物が山棱線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 第4項第7号 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。 第4項第9号 <del>当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないものでないこと。</del> 第4項第10号 <del>当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態が既存界線から既存の建築物との距離が10m以上離れた位置に設けられるものでないこと。</del> 第4項第11号 当該建築物の建築面積が2000m <sup>2</sup> 以下であること。
第2項	ただし書 第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。	本文	第2項ただし書に規定する行為 既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に規定する建築物の規模が既存の建築物の規格を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の場所においてはその目的を達成する。）又は学術研究その他の公益上必要である建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの
第9項	工作物の新築、改築又は増築のうち	本文	第7項第1号ハ 当該行為により生じた残土を特別地域、特別保護地区又は海中公園地区において処理するものでないこ

分譲地等の造成を目的とした道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築

ただし書	特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第二種特別地域又は第三種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとさせては、この限りでない。
第7項第2号口	盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。
第7項第2号ハ	法面が、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、綠化されることになつているものであつて妥当であると認められるものであること。
ただし書	法面が硬岩である場合その他の綠化が困難であると認められる場合は、この限りでない。
第7項第2号ニ	線形を地形に順応させること又は橋りょう、桟道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。
第7項第2号ホ	擁壁その他附帯工作物の色彩及び形態が周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
第1号	特別保護地区等又は自然草地等において行われるものでないこと。
特別保護地区等	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等
自然草地等	自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域
第2号	道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に関連する分譲地等（以下「関連分譲地等」という。）の造成が特別保護地区等又は自然草地等において行われるものでないこと。
第3号	関連分譲地等の造成の計画において、一分譲区画の面積（当該分譲区画内に保存緑地となるべき部分を含むものにあっては、当該保存緑地の面積を除いた面積）がすべて1000平方m以上とされていること。
第4号	前号に規定することとされれており、勾配が30%を超える土地及び公園事業道路等の路肩から20m以内の土地をすべて保存緑地とする計画において新築を行うこと。
第5号	第3号に規定する計画において、前号に規定する保存緑地以外に関連分譲地等の全面積の10%以上の面積の土地を保存緑地とすることとされておりのこと。
第6号	第3号に規定する計画において保存緑地とされた土地において新築を行うものでないこと。
第7号	関連分譲地等が次に掲げる基準に適合する方法で売買されるものであること。
イ	分譲区画とされるべき土地及び保存緑地とされるべき土地の区分を購入者に図面をもって明示すること。
ロ	購入後ににおいて一分譲区画を保存緑地となる部分を除いた面積が1000平方m未満になるよう分割してはならない旨及びその規定による許可を受けられる見込みのない旨を分譲区画の購入者に書面をもつて通知すること。
第8号	第3号に規定する計画において下水処理施設、ごみ処理施設等環境衛生施設が整備される等分譲地等の造成がその周辺の風致又は景観に支障を及ぼすことがないよう十分配慮されていること。
第9号	関連分譲地等の全面積が20ha以下であること。
ただし書	地方公共団体等が防災のために行うものであって、第7項第1号ハ及び第2号からホまでに掲げる基準に適合するものについてでは、この限りでない。
第7項第1号ハ	当該行為により生じた残土を特別地域、特別保護地区又は海中公園地区内外において処理するものでないこと。

	ただし書	特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第二種特別地域又は第三種特別地域内に於いてその限りでは、この限りでない。
第7項第2号口	盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。	
第7項第2号ハ	送面が、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、綠化されることになつてゐるものであつて、その綠化の方法が獨立種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。	
	ただし書	送面が硬岩である場合その他の綠化が困難であると認められる場合は、この限りでない。
第7項第2号ニ	地形を地形に順応させること又は橋りょう、桟道、斜い道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を行わないよう配慮されたものであること。	
第7項第2号ホ	護壁その他附帯工作物の色彩及び形態が周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
第21項	土地の開墾、土地の形状変更	第1号 特別保護地区、第1種特別地域又は第2種特別地域若しくは第3種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内において行われるものでないこと。
	ただし書	当該行為が学術研究その他公益上必要であるものは現に認められるもの又は現に認めることができないための行為については、この限りでない。
第2号	集団的に建築物その他の工作物を用に供されている農業の用に供される客土その他の農地改良工事等が行なわれるものについては、この限りでない。	
	ただし書	地方公共団体等が防災のために設置する耕地を造成するために行われるものでないもの。
第2号の2	土地を階段状に造成するものでないこと（農林漁業を営むために必要と認められるもの又は地方公共団体等が防災のために行なうものは除く。）。	
第3号	ゴルフ場の造成のために行われるものでないこと。	
	ただし書	既存のゴルフコースの改築のために行われるものについては、この限りでない。
第4号	廃棄物の埋立てによるものでないこと。	
	ただし書	既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であつて、埋立て及びこれに隣接する行為により風致の維持に新たに支障を及ぼすこととなるときは、この限りでない。
第5号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。	
	ただし書	農林漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。
第6号	開墾し、又は形態を変更する土地の範囲が必要最小限と認められるものであること。	
第7号	当該行為による土砂の流出の妨げがないものであること。	

## 泉北地区

項目	行為の種類	号	基準の内容
第4項	工作物の新築、改築又は増築のうち （同一棟内に独立して別荘（分譲集合別荘を含む。）の用に供せられる部分が5 戸未満を含む。）	本文 第1項第2号 第1項第3号	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。



改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築

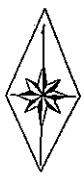
第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。				
第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。				
第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。				
第4項第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。				
第4項第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、会員事業道路等の路肩から最も外側の道路の路肩から最も内側の道路の路肩までの間隔をもつてること。				
第4項第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が既存世界界線から最も近い土間にわたるここと。				
第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000m <sup>2</sup> 以下であること。				
第1号	当該建築物の高さが現に13m(その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さを超えないものであること)。				
第2号	当該建築物に係る敷地界範囲が明らかでない場合、給排水渠等の敷地面積を除く区分を、そちらを基準地盤面積に對する割合及び平側に掲げるところをもつて算定する。				
地盤区分と敷地面積の区分					
第1種特別地盤	第2種特別地盤	第3種特別地盤	第4種特別地盤	第5種特別地盤	第6種特別地盤
第1種特別地盤未満	第2種特別地盤未満	第3種特別地盤未満	第4種特別地盤未満	第5種特別地盤未満	第6種特別地盤未満
第1種特別地盤	第2種特別地盤	第3種特別地盤	第4種特別地盤	第5種特別地盤	第6種特別地盤
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。				
第2項ただし書	既存の建築物の改築、既存の建築物の健診又は既存の建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模を超えないものの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの。				
	第1項第5項 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。				

### 金比羅火口地区

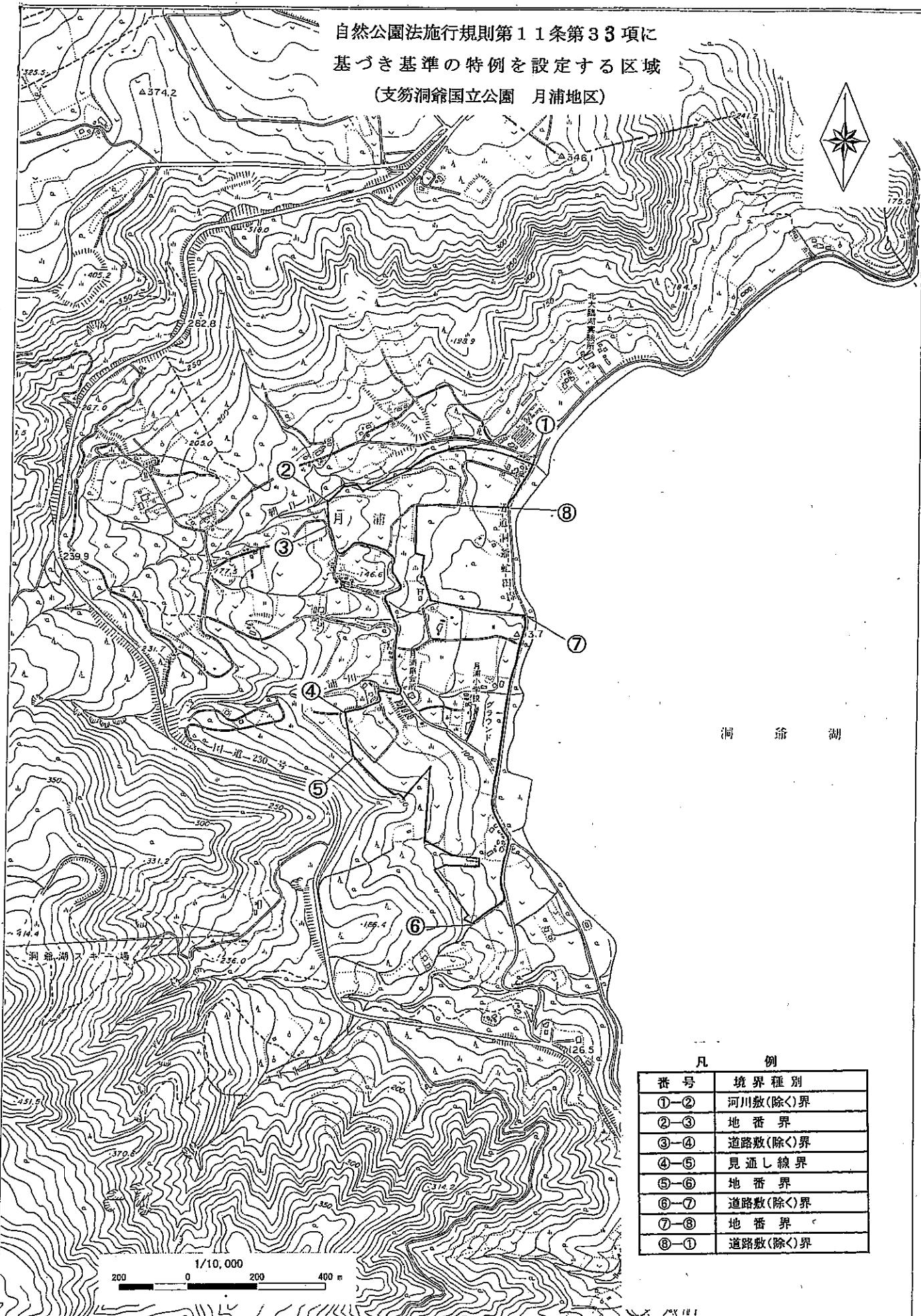
項	行為の種類	号	基準の内容
第15項	鉱物の掘採又は土石の採取のうち 露天掘りによるもの	●第1号	法第17条第3項等の規定による許可を受け、又は法第17条第6項等の規定による届出をして現に露天掘りによる届出をして現に露天掘りによる鉱物の採取又は採取を行つている者がその強採又は採取を行つてある土地に隣接した土地における鉱物の採取又は採取を行つてあるもの(第2号又は第4号の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 特別保護地区等内において行われるものでないこと。

口	自然的、社会経済的条件にかんがみ、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。
ハ	当該掘採又は採取の方法が著しい自然の破壊を伴うものでないこと。
ニ	当該掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画において、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
●第2号	河川にたいし種じした砂利を採取するものであつて採取の場所が採取前の状態に復することが確実であると認められるものにあつては、前号イの規定の例によるほか、当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。
前号イ	特別保護地区等内において行われるものでないこと。
	当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。
●第3号	第3種特別地域（植生の復元が困難な地盤等を除く。）内において行われるもの（第1号、第2号又は第4号の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、現在の地形を大幅に改変するものでないこと。
●第4号	既に就業権が設定されている区域内における鉱物の掘採にあつては、第1号イの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。
第1号イ	特別保護地区等内において行われるものでないこと。
イ	露天掘りでない方法によることが著しく困難と認められるものであること。
ロ	平成12年4月1日以降に就業権が設定された区域内において行われるものにあつては、主要な利用施設等の周辺で行われるものでないこと。
●第5号	前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、特別保護地区等内におけるモーター車両、排便前廃第1号イから今までに掲げる基準のいずれかに適合すること。
●前項第1号イ	既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。
●前項第1号ロ	農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。
●前項第1号ハ	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

自然公園法施行規則第11条第33項に基づき基準の特例を設定する区域  
(支笏洞爺国立公園 月浦地区)

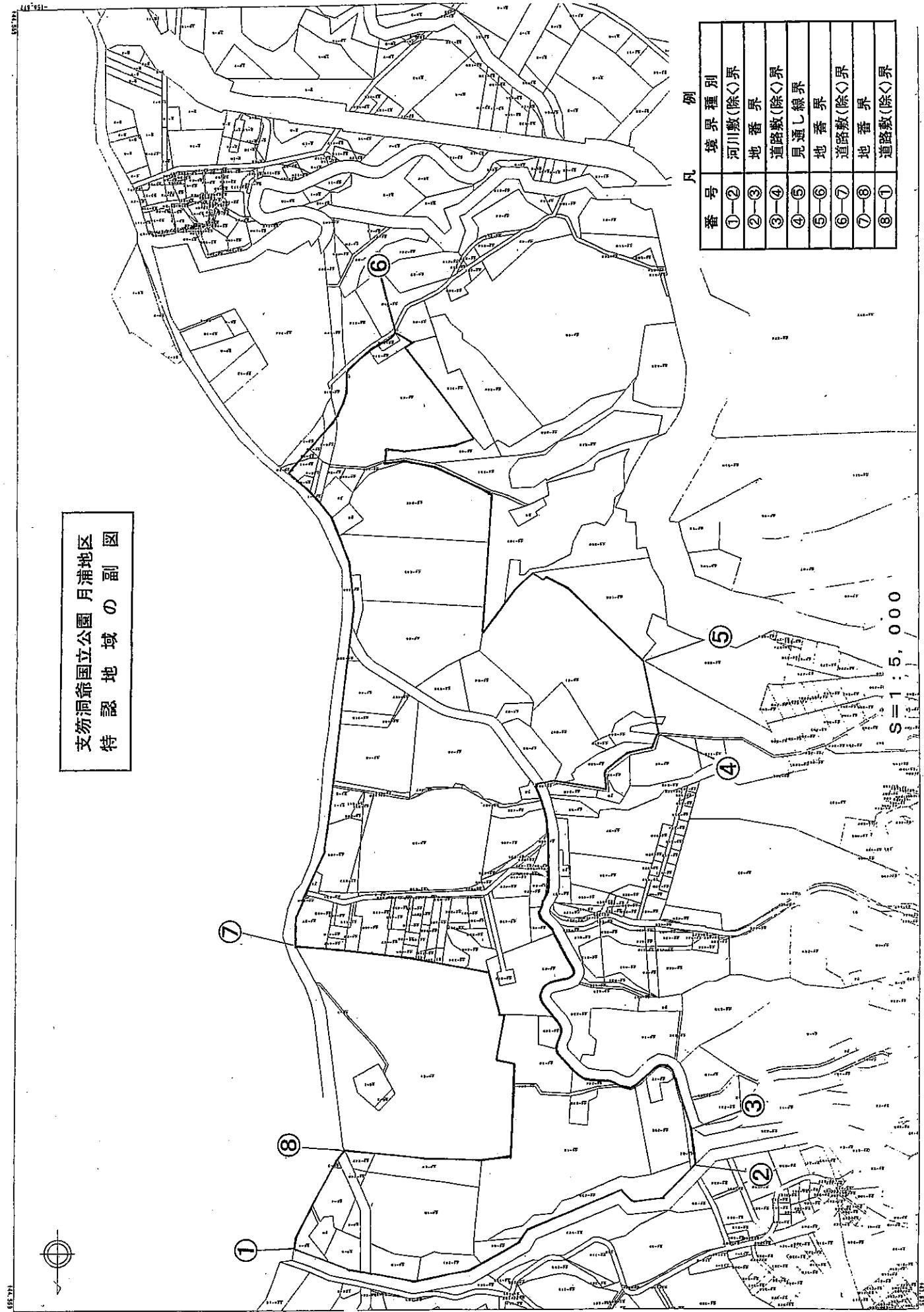


洞爺湖

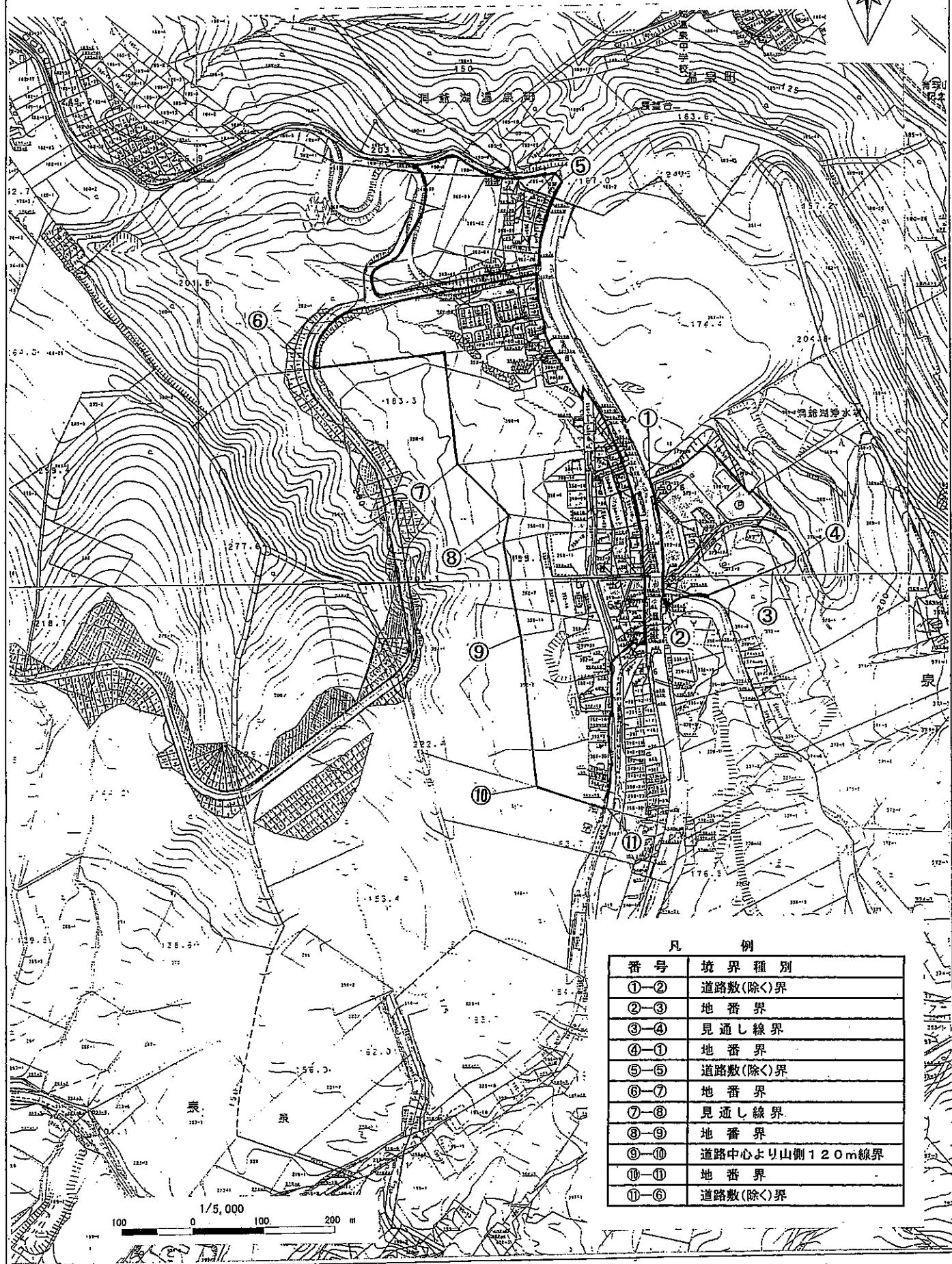
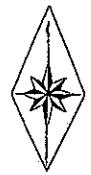


凡 例

番号	境界種別
①-②	河川敷(除く)界
②-③	地番界
③-④	道路敷(除く)界
④-⑤	見通し線界
⑤-⑥	地番界
⑥-⑦	道路敷(除く)界
⑦-⑧	地番界
⑧-①	道路敷(除く)界

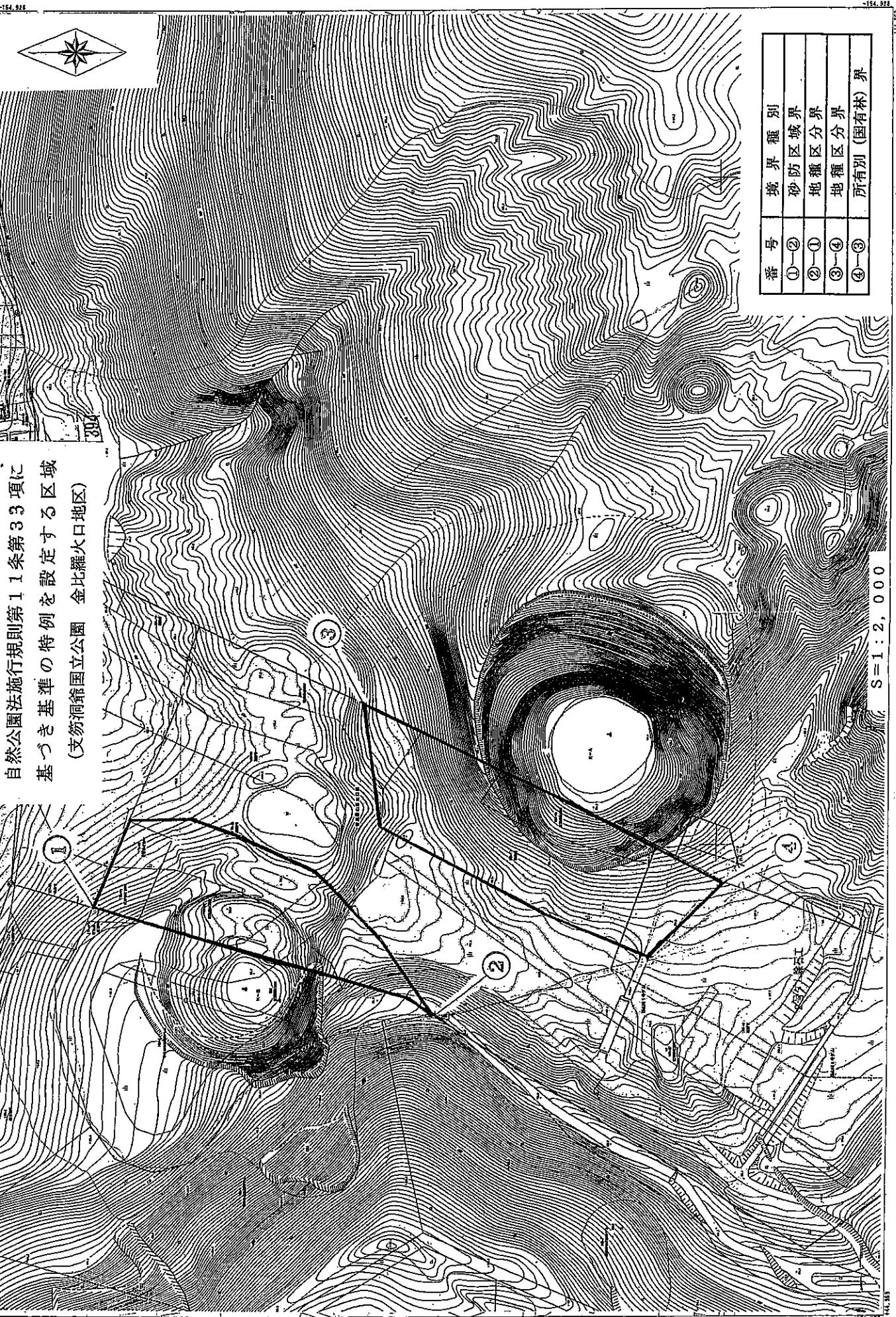


自然公園法施行規則第11条第33項に  
基づき基準の特例を設定する区域  
(支笏洞爺国立公園 泉北地区)



凡 例

番号	境界種別
①-②	道路数(除く)界
②-③	地番界
③-④	見通し線界
④-①	地番界
⑤-⑤	道路数(除く)界
⑥-⑦	地番界
⑦-⑧	見通し線界
⑧-⑨	地番界
⑨-⑩	道路中心より山側120m線界
⑩-⑪	地番界
⑪-⑥	道路数(除く)界

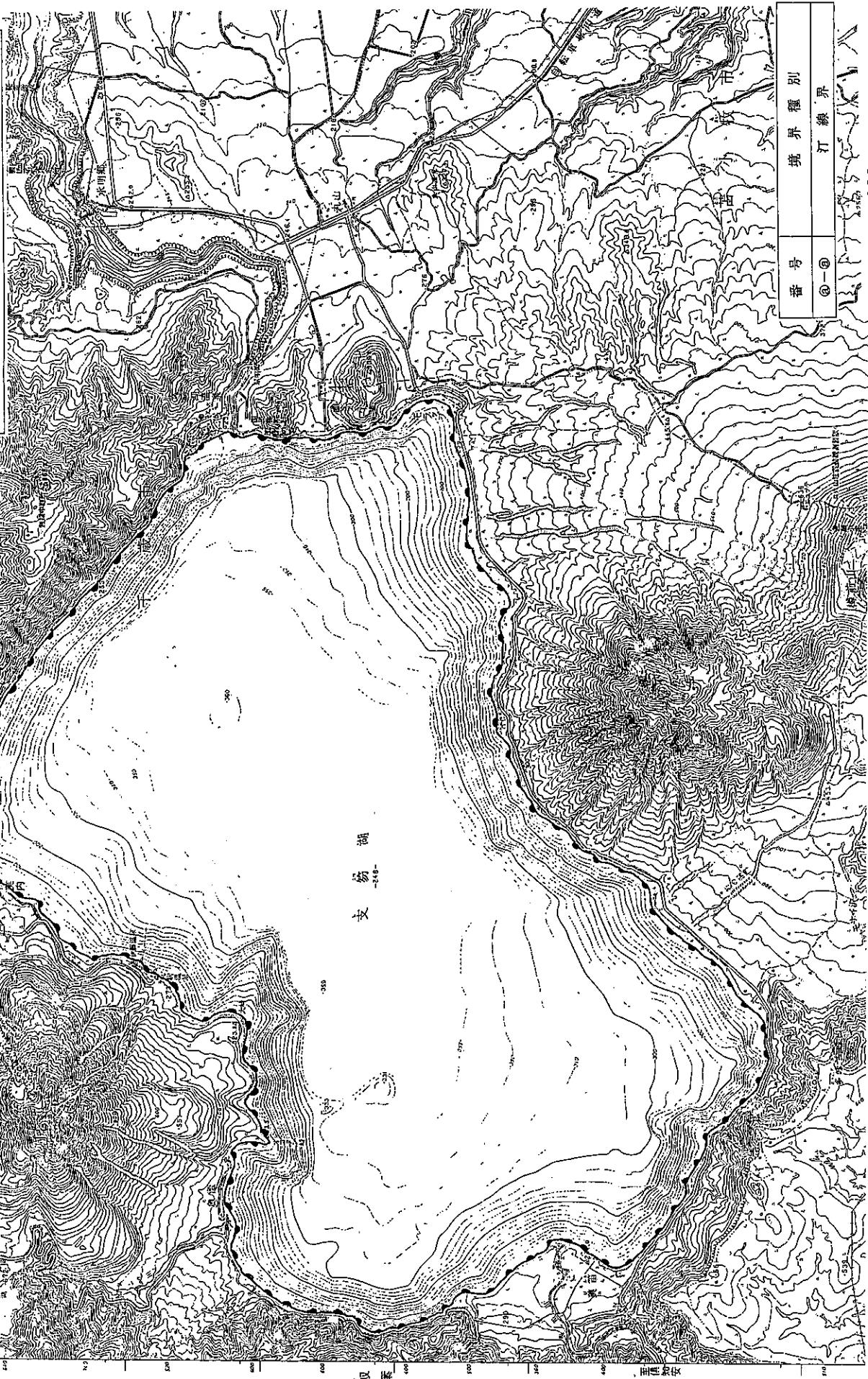


支笏洞爺国立公園 基準の特例 引用関係整理表  
施行規則第11条

項目	行為の種類	号	基準の内容
第25項	指定区域での車馬の使用等のうち法第13条並びに法第14条第13号及び第14号に掲げる行為(法第13条第3項第3項第1号に掲げる行為に限る。)に係る法第13条第4項及び法第14条第4項に掲げる行為	第1号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、いずれかに適合するものであること。 イ 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。 ロ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。
		第2号	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。

ただし書 北海道内水面漁業調整規則により水産動物の採捕が禁止されていない区域及び期間において行われるものであつて、かつ、千歳市長の承認を得て行うものについては、この限りでない。

自然公園法施行規則第 11 条第 33 項に  
基づき基準の特例を設定する区域  
(支笏洞爺国立公園 支笏湖地区)



### (3) 支笏洞爺国立公園におけるスキー場事業の取扱について

#### ■ 「支笏洞爺国立公園月浦スキー場事業執行取扱要領」

月浦スキー場事業の執行に当たっては、以下の要領で取り扱うこととする。

##### 1. 基本方針

本スキー場は、支笏湖地域における冬期公園利用の拠点として、初級者から上級者までの多様な利用に対応できるスキー場として、充実整備を図るものとする。

今後の整備に当たっては、洞爺湖方面からの眺望及び快適な公園利用環境の確保に十分配慮するものとする。

##### 2. スキー場事業区域

スキー場事業区域は、事業決定（平成3年2月18日環境庁告示第3号）により定められた区域とする。

（区域面積 94ha、別添区域図のとおり）

##### 3. 保存緑地率

保存緑地率が70%に満たないため、現行の保存緑地率を維持する。

##### 4. スキー場事業施設

###### (1) 滑降コース及びゲレンデ

滑降コース及びゲレンデの新設及び改良に当たっては、十分な施設間隔を保つとともに、災害発生危険箇所等を避けるものとする。

幅員は、50m以下とし、既にこれを超えているものについては、既存の幅員を超えないものとする。

コース、ゲレンデの造成については、極力自然地形を活かし、地形の改変は必要最小限にとどめることとする。

コース以外の箇所については、必要に応じ修景のための植樹を行うものとする。

造成に伴い生じる裸地は、表土を活用し、原則として郷土種を用いて緑化する。

###### (2) スキーリフト

スキーリフトの新設は、風致上の支障が小さい位置とする。

また、災害発生危険箇所は避けて設置する。

支柱及び関連施設の外部色彩は、周囲の環境と調和した落ち着いた色とする。

###### (3) 建築物（リフト付帯の管理施設は除く）

建築物は、事業区域の下部を中心に配置し、上部には設けないこととする。

新設するセンターハウスの建築面積は、一棟当たり  $1,000\text{ m}^2$  以下とし、休憩ロッジの建築面積は  $300\text{ m}^2$  以下とする。

屋根の形状は、勾配屋根を原則とし、色彩は、周囲の環境と調和した落ち着いた色とする。

外壁は、できるかぎり自然素材を用いるものとし、これによらない場合は、茶、ベージュ、白、灰色等落ち着いた配色とする。

汚排水処理施設は、水質汚濁防止法の基準を満たすほか、寒冷地に適した処理方法とすること。

#### (4) 標識類

標識類の規模は必要最小限とし、形状、色彩等デザインの統一を図るものとする。

#### (5) その他の施設

道路、駐車場の改良、拡張、整備に当たっては、支障木の伐採、土地形状の改変は、必要最小限とする。

### 5. 管理運営

利用者の安全対策に万全を期するとともに、十分なパトロール員の配置及び医療救急施設の充実を図るものとする。

## ■ 「支笏洞爺国立公園カルルス温泉スキー場事業執行取扱要領」

カルルス温泉スキー場事業の執行に当たっては、以下の要領で取り扱うこととする。

### 1. 基本方針

本スキー場は、登別、カルルス地域における冬期公園利用の拠点として、初級者から上級者までの多様な利用に対応できるスキー場として、充実整備を図るものとする。

今後の整備に当たっては、周囲の自然との調和及び快適な利用環境の確保に十分配慮するものとする。

### 2. スキー場事業区域

スキー場事業区域は、事業決定（平成4年1月16日環境庁告示第3号）により定められた区域とする。

（区域面積 50ha、別添区域図のとおり）

### 3. 保存緑地率

保存緑地率が70%に満たないため、現行の保存緑地率を維持する。

### 4. スキー場事業施設

#### (1) 滑降コース及びゲレンデ

滑降コース及びゲレンデの新設、改良に当たっては、十分な施設間隔を保つとともに、災害発生危険箇所等を避けるものとする。

幅員は、50m以下とし、既にこれを超えているものについては既存の幅員を超えないものとする。

コース、ゲレンデの造成については、極力自然地形を活かし、地形の改変は必要最小限にとどめることとする。

コース以外の箇所については、必要に応じ修景のための植栽を行うものとする。

造成に伴い生じる裸地は、表土を活用し、原則として郷土種を用いて緑化する。

#### (2) スキーリフト

スキーリフトの新設は、風致上の支障が小さい位置とする。

また、災害発生危険箇所等を避けて設置する。

支柱及び関連施設の外部色彩は、周囲の環境と調和した落ち着いた色とする。

#### (3) 建築物（リフト付帯の管理施設は除く）

建築物は、事業区域の下部を中心に配置し、上部には設けないこととする。

新設するロッジの建築面積は1,000m<sup>2</sup>以下とする。

屋根の形状は、勾配屋根を原則とし、色彩は、周囲の環境と調和した落ち着いた色とする。

外壁は、できるかぎり自然素材を用いるものとし、これによらない場合は、茶、ベージュ、白、灰色等落ち着いた配色とする。

汚排水処理施設は、水質汚濁防止法の基準を満たすほか、寒冷地に適した処理方法とすること。

#### (4) 標識類

標識類の規模は必要最小限とし、形状、色彩等デザインの統一を図るものとする。

#### (5) その他の施設

道路、駐車場の改良、拡張、整備に当たっては、支障木の伐採、土地形状の改変は必要最小限とする。

### 5. 管理運営

利用者の安全対策に万全を期するとともに、十分なパトロール員の配置及び医療救急施設の充実を図るものとする。

## 2 参考事項

### (1) 支笏洞爺国立公園管理計画検討会名簿

検討員（平成19・20・21年度）

近藤 哲也 （北海道大学大学院 教授）  
赤坂 猛 （酪農学園大学 教授）  
市岡 浩子 （札幌国際大学 教授）

参画行政機関等

平成19・20・21年度

北海道森林管理局、石狩森林管理署、胆振東部森林管理署、後志森林管理署  
札幌開発建設部、石狩川開発建設部、小樽開発建設部、室蘭開発建設部

北海道環境生活部環境局、北海道石狩支庁、北海道石狩森づくりセンター、  
北海道胆振支庁、北海道胆振森づくりセンター、北海道後志支庁、北海道後  
志森づくりセンター

北海道札幌土木現業所、北海道小樽土木現業所、北海道室蘭土木現業所

札幌市、苫小牧市、千歳市、登別市、恵庭市、伊達市、ニセコ町、真狩村、  
喜茂別町、京極町、俱知安町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町

### (2) 支笏洞爺国立公園管理計画作成経緯

平成19～21年度 検討会

平成20年3月21日 第1回検討会

- ・ 支笏洞爺国立公園の現況及び課題

平成20年10月1日 第2回検討会

- ・ 支笏湖・定山渓地域のあるべき姿・将来目標
- ・ 管理計画改定の具体的な検討

平成20年11月27日 第3回検討会

- ・ 羊蹄山・洞爺湖・登別地域のあるべき姿・将来目標
- ・ 管理計画改定の具体的な検討

平成21年2月3日 第4回検討会

- ・ 管理計画書（原案）の内容検討

平成21年8月17日 パブリックコメント

～9月16日

平成21年10月29日 第5回検討会

- ・ 管理計画書（案）の内容検討

